

立川市南地区児童館及び併設学童保育所 特定建築物定期検査業務実施状況

No.	業務名	必須業務	実施年月			
			富士見児童館	錦児童館	羽衣児童館	高松児童館
⑩	特定建築物定期検査業務	特定建築物定期調査 ※建築基準法第12条の規定 による調査	令和5年（2023年）1月	令和5年（2023年）1月	令和4年（2022年）10月	令和6年（2024年）1月 ※立川市学習等供用施設（高松会館） との複合施設のため、当該調査は学習 等供用施設の指定管理者が実施。

※ 上記「No.」は、業務仕様書21ページ「（3）定期管理業務」に示す番号です。